○国土交通省告示第九百八十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年九月七日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

下の谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

島根県安来市広瀬町富田

二六八八番　一号及び二号

二六八六番　三号

二六八四番一　四号

二六九一番一　五号及び六号

一一六三番一　七号、十号及び十一号

一一六五番七　八号及び九号

一一五六番　十二号

二六八九番　十三号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

高下谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷

島根県邑智郡川本町小谷

一八二番三から一八二番五まで

一八二番七

一八三番二及び一八三番三

一八四番二

四六九番五

四七〇番九

四七三番二

四七八番五

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

原川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路のうち、その接している区間の道路敷

島根県邑智郡美郷町長藤

二〇九番

二一〇番六

八五九番五

八六〇番五

一〇六六番

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

島根県邑智郡美郷町長藤

二一〇番七　一号

二一〇番六　二号

一〇六五番二　三号から五号まで及び七号から十号まで

一〇六五番二地先道路敷　六号

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

金比羅川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

島根県邑智郡邑南町日貫

四〇二八番一　一号

四〇三三番二　二号から四号まで

四〇三〇番二　五号及び六号

五　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

福原川右支渓一

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

島根県邑智郡邑南町日貫

三二八五番二　一号及び五号

三八四二番七　二号

三八四七番一　三号及び四号

六　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

下森川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

島根県益田市下種町

一一三七番一　一号

一一五五番一　二号

二三八〇番三　三号及び四号

一一五五番内一　五号及び六号

二三八〇番内一　七号

二三七九番二　八号

二三七八番　九号及び十号

二三七七番二　十一号

二三七〇番　十二号及び十三号

一一四四番　十四号

二三六九番　十五号

二三六八番　十六号

二三六七番二　十七号

一一三四番内三　十八号

七　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

下ノ谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和十二年内務省告示第四百五十九号で指定した下ノ谷川に掲げる土地の区域を除く。）

島根県鹿足郡津和野町左鐙

字花ノ木　二一四二番　一号及び二号

字田ノ平　二一三三番　三号及び四号

二一三二番　五号

○国土交通省告示第九百九十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年九月七日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

天神Ａ川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

島根県安来市伯太町井尻

八六一番五地先道路敷　一号及び十八号

八六一番五　二号から四号まで

八六〇番　五号及び六号

一七七五番一　七号、八号、十三号及び十四号

一七七七番四　九号

一七七七番五　十号から十二号まで

一七七五番二　十五号から十七号まで

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

勝取谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

島根県雲南市吉田町深野字深野

一三〇番一　一号及び八号

七〇六番一　二号

七〇五番一　三号

七〇二番一　四号及び五号

六九六番三　六号

一一〇番一　七号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

梅木谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷

島根県邑智郡川本町大字川本

三六九番三

三九〇番三

四〇〇番七及び四〇〇番八

四〇五番一及び四〇五番二

四〇五番四

四〇九番一七から四〇九番一九まで

四一〇番四

二三〇七番二

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

福原川右支渓三

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

島根県邑智郡邑南町日貫

三八五四番一　一号から七号まで

三八五四番一地先河川敷　八号

五　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

山田屋谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

島根県江津市桜江町市山

三〇九番　一号

九九三番二　二号から四号まで

九九四番　五号から八号まで

六　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

白井谷川二

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域